

まちづくりの進め方

基本的な考え方1 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

協働のまちづくりの推進に向けて、行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体、NPOなどの育成支援とともに、協働に関する職員の能力の向上を図ります。

- 取組項目** 1 市民の参画と協働によるまちづくり ▶P118



協働によるまちづくり推進のための職員研修
(取組分野:市民の参画と協働によるまちづくり)

基本的な考え方2 透明性の高い開かれた市政

デジタル技術を活用した行政情報の積極的な公開や提供により、市民が情報を得やすい環境づくりと広聴活動の充実を進めます。

- 取組項目** 1 行政情報の公開 ▶P120
2 広報・広聴 ▶P122



▲皆さまの提言箱(取組分野:広報・広聴)

基本的な考え方3 効果的・効率的で安定した行財政運営

市の目標を十分に理解し、市民目線で考え創意工夫できる職員の育成を進めます。また、継続的な行政改革・行政評価の実施やデジタル化の推進、他自治体との連携を通して圏域内の共通課題への対応をするとともに、自立・安定した財政運営を行います。

- 取組項目** 1 行政組織 ▶P124
2 行政改革・行政評価 ▶P126
3 広域連携の推進 ▶P128
4 財政 ▶P130



◀能力向上のための職員研修
(取組分野:行政組織)

いつ、どこでも市民は自由に意見を発信できるまちにしたい。

市民で取り組めることが増えてほしい。

市民サークル・ボランティアが活発になって、行政のすき間を埋められるようになるといい。

市民が積極的にまちづくりに参画したくなる仕組みづくりが進んでほしい。

デジタル化推進を強化してほしい。

★ 星のメッセージについて
星の中に書かれているメッセージは、令和4(2022)年度に実施した市民アンケートの設問「これからのみよし市を『こんなまちにしたい』という願い」に記載された自由意見から引用したものです。

取組項目

1

市民の参画と協働によるまちづくり

●現状と課題

近年、地域課題や市民ニーズが複雑化、多様化する状況の中、市民と行政が互いに協力し、共通の課題を解決するため、本市では市民の参画と協働によるまちづくりを進めてきました。

みよし市自治基本条例では「協働」について、「市民、議会及び執行機関が、共通の目的を実現するために共有する領域において、互いの立場及び役割を理解し、対等の立場で相互の力を活かし、又は協力すること」と定義しています。

地域の課題は地域住民が考え解決することを基本に、地域が解決できない課題については行政区と地区コミュニティ推進協議会が地域住民の意見を集約し、行政がその支援を行うとともに、市民やボランティア団体、NPO*などが、それぞれの分野で得意とする能力を生かすことにより、地域や行政と連携しながら課題解決に当たっていくことが重要です。

コロナ禍により、地域における事業中止など、地域活動が思うように実施できない期間が長く続き、地域同士のつながりの希薄化がより進みつつある中で、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を受けて、地域でのつながりの再構築のため、地域活動の再開に向けた取り組みが本格化しています。

多様化している課題に対し、地域で解決を図っていくには、市民意識の高まりと協働推進のための仕組みづくりが必要であり、協働のパートナーとなるボランティア団体やNPOをはじめとした市民活動団体などの活動が充実していくことが望まれます。

●取組項目のねらい

行政区や地区コミュニティ推進協議会のほか、地域課題の解決などのために活動する市民やボランティア団体、NPOなどが、協働のパートナーとしての自覚と責任を持ちながら公益活動を積極的に行うことができる社会の実現を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市民活動サポートセンター登録団体数	市民活動サポートセンターを利用するための登録をしている団体数	55団体	53団体	65団体

主な取組

1 行政区と地区コミュニティ推進協議会への支援(再掲)

行政区と地区コミュニティ推進協議会の実情や特性に柔軟に対応できる「一括交付金」制度の活用により、行政区などの自主性、主体性を一層高めるとともに、行政区と地区コミュニティ推進協議会がそれぞれの役割に応じて、より積極的な活動ができるように、区長会などを通じ必要な情報提供や相談の実施などの支援を行います。

2 市民団体などによる自主的な地域課題解決への支援(再掲)

地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体が連携、協力し、主体的、自発的なまちづくりに取り組む公益活動を支援することを目的とした「がんばる地域応援補助金」制度の利活用を促進します。

3 NPOやボランティア団体などの育成支援

NPO・協働相談窓口を設置し、市民活動の活性化や行政との協働推進を図るとともに、市民活動に関する情報発信や情報交換などを気軽に行うことができる「市民活動サポートセンター」の運営を通じ、協働のパートナーの育成を推進します。



「市民活動サポートセンター」登録団体研修会

4 協働に関する職員の能力向上

今後のさらなる協働推進のためには、市が行っている事業の課題分析や協働相手の選定、実現可能な協働内容の検討などの知識や経験が必要となるため、各種職員研修の実施などにより、協働に関する職員の能力向上を図ります。

5 市内高校生および大学生などとの連携

市が進めるさまざまな施策について市内高校生および大学生をはじめ、周辺の大学に通学する大学生の皆さんに参画していただくことで、市の施策に対する関心と自己有用感をさらに高めてもらうとともに、施策推進の中心的な役割を果たす存在として活躍する環境づくりを目指します。



* NPO…「Non-Profit Organization」の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。

取組項目
1

行政情報の公開

●現状と課題

本市では、平成14(2002)年度に情報公開条例を、平成16(2004)年度には個人情報保護条例を施行しました。情報公開制度の運用開始を契機として、市役所の情報プラザで、行政文書目録をはじめとした行政サービスなどの行政情報の閲覧と提供を行っています。また、審議会などの附属機関の会議の公開やホームページなどを通して行政の説明責任を果たすように努めています。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5(2023)年度からは、市の個人情報保護条例を廃止し、法律およびみよし市議会の個人情報の保護に関する条例のもと、個人情報の取り扱いを行っています。

個人情報の取り扱いに関する市民の不安を取り除くため、市が保有する個人情報の収集、利用と提供、管理などを適正に行い、市民が自己情報の開示などを請求する権利を保障することにより、個人情報の保護に努めています。

情報公開制度と会議公開制度を引き続き実施し、行政文書の中で市民が必要とする情報の公開とその透明性の確保を図り、常に市民の視点を重視した最新の行政情報の公開に努める必要があります。

社会全体のデジタル化の推進に伴い、公文書のデジタル化やデジタル技術を活用した行政情報の提供が求められています。

●取組項目のねらい

情報管理を徹底し、行政情報の公開と提供を積極的に行うことにより、市民の市政に対する信頼と関心を深め、行政への参加の促進を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
行政情報の公開に関する取り組みの市民満足度割合	「行政情報の公開」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	60.5%	73.4%	80%

主な取組

1 行政情報の提供と共有化

議会映像のインターネット配信や会議録の公開などにより、行政情報の提供に努めます。提供にあたっては、デジタル技術を活用するなどし、市民がさまざまな形で行政情報にアクセスできるように努めます。

行政情報を迅速かつ正確に提供するための行政文書ファイリングシステム^{※1}の維持管理に努めます。

2 情報の公開と透明性の確保

情報公開条例に基づく、市民からの行政文書開示請求に対し、市の諸活動を市民へ説明することや、市の財政状況について、バランスシート^{※2}など財務分析諸表を作成・公表すること、附属機関などの会議公開制度を実施することにより、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

3 個人情報の取り扱いに関する職員の能力向上

個人情報の取り扱いは、社会全体のデジタル化の推進に伴い、これまで以上に適切な対応が求められることから、個人情報保護の重要性について理解を深めるため、職員を対象とした研修を実施します。



※1 ファイリングシステム…市役所内で共通のルールに基づき、書類や文書情報を効率的に共有管理する仕組みのこと。
 ※2 バランスシート…一定の時点における企業や行政の「資産」、「負債」、「資本」を分析することで、財政状態を明らかにする報告書のこと。「貸借対照表」ともいう。



取組項目
2

広報・広聴

●現状と課題

活力と魅力あふれるまちづくりを推進するには、市民の積極的な参画のもとでの広報広聴活動の充実が重要です。広報活動は、広報みよしやインターネット(ホームページやSNS^{※1})、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを効果的に活用し、市政情報をより正確に広く分かりやすく発信し、市政への理解と協力を深めるように努めています。市民が必要とする情報を分かりやすく、かつ、内容の充実を図り提供することで市民活動の活性化を促し、活力あるまちづくりを進めています。また、多言語に対応した翻訳機能・読み上げ機能付きスマートフォン向けアプリを導入し、高齢者や障がい者、外国人を含めた市民への情報発信を強化し、誰一人として情報による格差を生み出さないように努めています。

近年では、インターネットでの情報収集も一般的となっており、その手段は多様化しています。それらに対応するため、Facebook や X(旧 Twitter)、LINE、Instagram などの SNS を活用した情報発信手段の拡充を図る必要があります。

また、市が保有する情報やデータをオープンデータ^{※2}化して市ホームページで公開していますが、市民や企業に利活用していただくことが協働の推進につながるため、さらなるデータの充実が必要です。

広聴活動は、市長が市民の意見を直接聴く「市長と話そう!」や市民から市長へ提言する「皆さまの提言箱」、パブリックコメント、各種市民アンケートなどにより市民の意見を収集しています。

今後も市民のニーズや課題の把握に努めるとともに、市民が意見や提言を出しやすい環境の整備が必要です。

●取組項目のねらい

市民が情報を得やすい環境を整え、市政情報を広く市民に提供することで市政への関心を高めるとともに、市民が市政に参加できる環境を整えることにより、協働によるまちづくりの活性化を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
広報・広聴に関する取り組みの市民満足度割合	「広報・広聴」の取り組みに対する満足度割合(市民アンケート)	74.1%	81.5%	89%

主な取組

1 情報発信力の強化

SNS など情報発信手段が多様化し、受け手側が情報を取捨選択する時代であり、「伝える」から「伝わる」市政情報を目指します。

LINE など SNS でのセグメント配信^{※3}や各媒体を組み合わせることでより効果的で効率的な情報発信を進めていきます。

2 広聴活動の充実

市民の皆さまと直接の意見交換の場である「市長と話そう!」や「皆さまの提言箱」、パブリックコメント、各種市民アンケートや市ホームページの問い合わせフォームなどを通して、市民の意見や提言を広く収集し、行政サービスの向上につなげます。



市民の皆さまの声を直接伺う「市長と話そう!」



- ※1 SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。
- ※2 オープンデータ…インターネットなどを通して、誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータのこと。
- ※3 セグメント配信…ユーザーが受け取りたい情報の分野を選択して配信を受けること。

取組項目
1

行政組織

●現状と課題

社会経済情勢が目まぐるしく変化し、市民ニーズが多様化・複雑化する中、柔軟かつ迅速に対応できる行政組織と、効果的・効率的に業務を遂行することのできる職員が求められています。また、職員は、まちづくりへの高い意欲と能力を有し、自主的かつ主体的に創意工夫して業務を行うことが重要です。

令和5(2023)年度に、「市民にとって分かりやすく利用しやすい行政組織であること」「効果的かつ効率的で持続可能な行政組織であること」「重要課題について効果的に対応できる行政組織であること」を視点とし、行政組織の見直しを行いました。

事務事業のアウトソーシング^{※1}などの推進により行政の効率化を進めるとともに、職員の定員管理計画に基づき、適正かつ計画的に職員数の確保に努め、定年の延長や権限移譲など時代の流れに柔軟に対応していく必要があります。さらに、まちづくりを着実に進めていくためには、市民やNPO^{※2}などと行政が互いに協働し、対等の立場で協力する「協働のまちづくり」を推進することが必要です。

これらに対応するためには高い意欲と能力を有し、優れた人間性や経営感覚を身に付けた職員が必要であり、継続的な職員研修などを通し、専門知識の習得や能力開発などによる職員の育成が必要です。また、職員が、市の目標や課題に向かってやる気を持ち、自律的・自発的に業務に取り組むことのできる環境づくりが重要です。

●取組項目のねらい

職員が常に問題意識を持ち、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、公平・公正で住民本位の行政サービスを効果的に提供するため、職員一人一人の能力や意欲を最大限に引き出すことを目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合	市の目標を理解し自ら進んで創意工夫をし、やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合 ^(※) (「自己申告書」の回答)	62%	71%	75%

(※)現状値の指標の定義は、「やりがいをもって仕事に励んだ」職員の割合を使用しています。

主な取組

1 機能的な組織体制の整備

既存の組織の枠にとらわれることなく組織内外のつながりを深め、時代の流れを的確につかみ、市民ニーズにスピーディに対応できる柔軟な体制づくりを行います。

2 職員の能力開発

市民の立場に立った質の高い行政サービスを、迅速かつ適正に提供できるよう、職員の能力の向上や知識の習得のため、職員研修を実施します。

民間企業が持つ専門的な取り組みや知識習得のための機会の充実を図ります。

3 人事評価の実施

市民感覚や経営感覚、チャレンジ精神などを備えた職員の育成・成長を促すため、人事評価を実施します。

4 働き方改革の推進

時間外勤務の縮減や職員のワーク・ライフ・バランス^{※3}の実現など、職員が意欲をもって働ける環境づくりに努めます。また、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を目指します。



関連計画等

- みよし市職員定員管理計画
- みよし市人材育成基本方針
- みよし市職員研修計画
- みよし市特定事業主行動計画



用語解説

- ※1 アウトソーシング…行政や企業がその事業や業務の一部を外部の専門業者などへ委託すること。
- ※2 NPO…[Non-Profit Organization]の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。
- ※3 ワーク・ライフ・バランス…仕事と仕事以外の生活(育児や介護、趣味、学習、地域活動など)の調和の意味で、働く全ての人々が、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

取組項目

2

行政改革・行政評価

●現状と課題

本市における行政改革は、昭和60(1985)年度に行政改革推進本部と行政改革推進委員会を設置し「第1次行政改革大綱」を策定した後、「第7次行政改革大綱」まで見直しを行い、行政改革を進めてきました。現在では、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、行政改革大綱に示した重点項目を推進するための具体的な取り組み項目を定めた「行政改革アクションプラン」を作成し、単に経費の削減のみに目を向けるのではなく、職員一人一人が創意工夫をし、市民目線に立ったより質の高い行政サービスを提供するとともに、本市の目指す将来像の実現に向けた取り組みを行っています。

また、平成18(2006)年度からは「行政評価システム」を取り入れ、目標に対する成果の観点から点検評価を行うことにより、施策、事務事業の適正化を図り、広く市民に公表することで説明責任を果たすこととしました。

将来の人口減少や超高齢社会の到来、多様化する価値観や生活スタイル、市民ニーズに対応するため、行政改革と行政評価を不断の取り組みとして位置付け、市民の満足度を一層高められるように限られた経営資源(人材や財源など)を有効に活用し、成果の向上に努めることが求められています。

●取組項目のねらい

継続的に行政改革と行政評価を実施し、限られた経営資源を有効に活用した行政経営を行うとともに、持続可能な財政基盤を確保し、最少の経費で最大の成果の実現を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
行政改革・行政評価に関する取り組みの市民満足度割合	「行政改革・行政評価」に対する満足度割合(市民アンケート)	55.9%	62.9%	63%

主な取組

1 行政改革の推進

定期的(5年ごと)に行政改革大綱を見直すことにより、時代に対応した行政改革大綱を策定し、行政運営の効率化・合理化を一層進め、健全な財政運営を進めます。

2 行政評価の実施

毎年度、行政評価を実施し、施策や事務事業を点検評価します。その評価結果は市民に広く公表するとともに、予算に的確に反映させることで、効率的かつ透明性の高い財政運営を行います。



行政評価委員会の結果を市長に報告

3 デジタル化の推進

デジタル技術を活用し、住民の利便性向上と行政の効率化を進めることで、限られた経営資源を行政サービスの向上につなげます。また、将来的に人口減少により、職員数が減少してしまう場合であっても、多様化する市民ニーズに対応できるように持続可能な行政への転換を図ります。



関連計画等

- 第7次みよし市行政改革大綱
- 第7次みよし市行政改革アクションプラン
- みよし市デジタル化推進構想

取組項目
3

広域連携の推進

●現状と課題

本市では、共通の課題に対する取り組みや効果的・効率的な行政サービスの推進のため、市民生活に直結するごみ処理や消防、火葬場、し尿処理などの事業については、一部事務組合による事業推進や豊田市への事務委託など、近隣自治体を中心にさまざまな協力関係を築いています。

平成27(2015)年度には、本市と日進市、東郷町、豊明市、長久手市の5市町により尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定を締結し、連携市町が、それぞれの資源や機能などの活用を進めながら、幅広い分野で連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応と地域交流の活性化を図っています。

近い将来直面する人口減少や超高齢社会を見据え、新たに生じるさまざまな課題に効果的かつ効率的に対応していくとともに、今後も行政サービスを安定的、持続的に提供していくためには、自治体間の連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくことが求められています。

●取組項目のねらい

他自治体との連携により、圏域内の共通課題に取り組み、効果的・効率的な行政サービスの推進を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
広域連携の推進に関する取り組みの市民満足度割合	「広域連携の推進」の取り組みに対する満足度割合(市民アンケート)	70.7%	74.3%	75%

主な取組

1 連携による行政の推進

圏域内の共通課題への取り組みや効率的な行政サービスの推進のため、他自治体との連携や協力を進めます。

ごみ処理や消防、火葬場、し尿処理、上水道など、市民生活に欠かすことができない分野について広域連携による事務を継続しつつ、市民にとって最適な手法を研究します。

また、その他の市民サービスの向上につながる分野に関して可能なものから広域連携による共同事業の実施を推進します。

広域連携の概要

■広域行政

事業内容	一部事務組合などの名称	構成市町
消防事業	尾三消防組合	みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市
ごみ処理事業	尾三衛生組合	みよし市・日進市・東郷町
水道事業	愛知中部水道企業団	みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市

■事務委託

事業内容	事務委託先
塵芥処理事業	豊田市
斎場事業	
し尿処理事業	

■尾三地区自治体間連携協力

事業内容	連携市町
まちづくり及び地域の活性化に関すること	みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市
地域資源の相互活用に関すること	



関連計画等

- 尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定

取組項目
4

財政

●現状と課題

国が推進する地方分権改革により、地方公共団体は政策的にも財政的にも自立した行政運営が求められ、その基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが求められています。

こうした中、本市の歳入の主要税目の一つである法人市民税は、自動車関連企業の堅調な業績により財源が確保されてきましたが、世界経済の動向や物価上昇、為替変動による影響などの不安要素を抱えている状況です。

一方で、歳出については、これまで取り組んできた市債発行額の抑制効果により義務的経費^{※1}は近年横ばい傾向であるものの、社会基盤の整備や予測不能な自然災害に備えた災害に強いまちづくり、子育て支援の拡充、福祉の充実など市民ニーズは多様化かつ増大しており、財政運営は一層厳しさを増しています。

今後は、税収の減少や災害など予期せぬ支出に備えるための財政調整基金や大規模な事業の財源確保を目的とした特定目的基金の計画的な積み立てと活用を行い、安定した財政運営が長期的に持続できるように努めるとともに、自主財源の確保、事業の見直しなどを一層推進していく必要があります。

●取組項目のねらい

市税の適正な課税と市税収納率の向上、受益者負担の適正化などにより自主財源の確保を図るとともに、行政評価により各種事業の選択的实施や戦略性を持った財政投資を進めます。

将来、債務が累積しないように市債発行額を抑制し、市債残高の減少や基金の積み立てなど計画的な活用を行い、歳入規模に見合う安定した財政運営を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
経常収支比率	通常財政構造の弾力性を判断するもので、経常一般財源 ^{※2} 総額と経常的経費 ^{※3} に充当される経常一般財源との比率	78.5%	83.2%	80%以下

主な取組

1 適正な課税

地方税法などに基づき、公平公正で適正な課税を行います。

2 市税収納率の向上

納税意識の向上を図るとともに、効果的な滞納整理を実施し、市税の収納率の向上を図ります。

3 債務の減少

プライマリーバランス^{※4}を考慮した市債の借入れを行い、将来債務を減少させます。

4 自主財源の確保

ふるさと納税の拡充やネーミングライツ^{※5}の活用などに取り組み、税収以外の自主財源の確保に努めます。

5 公共施設マネジメントの推進

長期的な視点に立って、公共施設の複合化・集約化や長寿命化などに計画的に取り組み、最適な配置に努めます。



ネーミングライツ契約調印式



関連計画等 ● みよし市公共施設等総合管理計画



用語解説

- ※1 義務的経費…地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のこと。人件費、生活保護費などの扶助費、公債費からなる。
- ※2 経常一般財源…市税、地方消費税交付金などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源のこと。
- ※3 経常的経費…義務的経費、現行の経常的な事務事業や行政水準を維持するために毎年度経常的に支出される経費のこと。
- ※4 プライマリーバランス…「基礎的財政収支」と訳され、市債などの借入金を除いた税収などによる歳入から、市債の元利払い費など、過去の借入金返済を除いた歳出を引いたものこと。財政安定化の指標となる。
- ※5 ネーミングライツ…施設の名称に企業名や商品名などを冠した「愛称」を付与する命名権のこと。ネーミングライツを取得した企業などから対価を得て、施設の管理などに役立つ。